

## 健康保険証廃止に伴う「本人確認書類」について

2025年12月2日以降に使用できなくなる健康保険証のコピーは、「本人確認書類」として取り扱うことができません。同日以降に政府保障事業にご請求される場合は、以下に記載した「有効な本人確認書類\*」のご提出をお願いいたします。

### ＜本人確認書類一覧＞

本人確認書類とは、以下の①又は②のいずれかの書類をいいます。

本人確認書類①；填補請求書（請求を委任する場合は委任状）に押印する場合は、押印した印の印鑑登録証明書

本人確認書類②；マイナンバーカード（表面のみ）コピー、運転免許証コピー、住民票、戸籍の附票、健康保険等の資格確認書コピー、在留カードコピー、各種障害者手帳コピー、児童扶養手当証書コピー、特別児童扶養手当受給証明書コピー、母子健康手帳コピー、戦傷病者手帳コピー、運転経歴証明書コピー、特別永住者証明書コピー

（本人確認書類②については2点）

（※）「コピー」と記載があるものを除き、必ず原本をご提出ください。

また、本人確認書類のうち、住所が裏面に記載されているものについては、裏面のコピーについてもご提出ください。

### ※「有効な本人確認書類」について

請求者の本人確認書類については、請求日（受付日）時点で有効なものであることが必要となります。ご提出にあたり、有効期限が記載されているものは有効期限内であることをご確認ください。

以上